

令和六年十月二十九日（火曜日）午前十時二分 開会

出席委員（三十七名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
渋間	佳寿美	委員
吉村	和武	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員
欠席委員（一名）		
小松	伸也	委員
欠		委員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
監査委員	奥山誠治	君
監査委員	高橋啓介	君
代表監査委員	松田義彦	君

監査委員	海老名 信 乃 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里 香 子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
警察本部長	水 庭 誠 一 郎 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 二分 開 会

○柴田委員長 ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、新任の警察本部長を紹介いたします。水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 十月十一日付で警察本部長に着任いたしました水庭と申します。公安委員会の管理の下、県民の期待と信頼に応えるべく誠心誠意努力してまいりますので、県議会の皆様においては御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 以上で紹介は終わりました。

これより審査に入ります。

去る九月定例会において本委員会に付託されました議第百三十九号から議第百四十三号までの五議案及び十七決算を一括議題に供します。

初めに、分科会における審査の経過と結果について、各分科会主査より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

総務分科会主査五十嵐智洋委員。

○五十嵐総務分科会主査 総務分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和五年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算及び令和五年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算の三決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、各部長及び会計管理者から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当次長及び課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「県の戦略的広報の実施状況について。また、ホームページやSNS等の多様な媒体を用いた情報発信が主流になっているがそれらのアクセス実績及びその評価について」「『知事と若者の地域創生ミーティング』及び『知事のほのぼの訪問』の成果について。また、訪問時に出された意見等を県の施策に反映していくことが重要と考えるがどうか」「県内における防災備蓄物資の配備状況について。また、防災備蓄物資については地元の農家や企業が生産したものを利用すべきと考えるがどうか」「地方消費税の決算の概要及び地方消費税を財源としている主な施策について」「県内の外国人留学生の受入れ状況について。また、今年度策定予定の多文化共生推進プラン・仮称における留学生の受入れ拡大やグローバル人材の育成に向けた取組の位置づけについて」「令和五年度の内部統制制度の運用状況及びその成果について。また、それらに対する監査委員の所感について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました三決算については、全員異議なくいずれも認定すべ

きものと決定いたしました。

以上をもって総務分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 文教公安分科会主査阿部ひとみ委員。

○阿部文教公安分科会主査 文教公安分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分の一決算であります。

本決算の審査に当たりましては、教育長及び警察本部長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「OJT支援員や教員業務支援員の配置状況及びその効果について。また、教員の指導力向上や働き方改革の推進に当たってはこれら支援員のさらなる配置が必要と考えるがどうか」「街頭防犯カメラの設置状況及びその効果について」「自転車関連交通事故の発生状況について。また、安全に自転車を利用できる社会を実現するためにも改正道路交通法の周知が重要と考えるがどうか」「県立高校における施設整備や修繕に関する予算配分等の考え方について。また、整備等に向けては学校とのさらなる連携が重要と考えるがどうか」「県立高校の魅力向上及び産業教育の高度化に向けた教育設備等の整備状況について」「横断歩道や道路標示の整備状況について。また、交通事故を防ぐためにもこれらの整備を着実に進めていく必要があると考えるがどうか」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました一決算については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 厚生環境分科会主査遠藤和典委員。

○遠藤厚生環境分科会主査 厚生環境分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和五年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算、令和五年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び令和五年度山形県病院事業会計決算の四決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、病院事業管理者からは決算の概要について、環境エネルギー部長、しあわせ子育て応援部長及び健康福祉部長からは決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「結婚支援事業における昨年度の交際成立件数及び成婚数等の実績について。また、行政の立場から取り組む結婚支援の今後の展開について」「本県におけるごみ焼却量の推移について。また、廃プラスチックのサーマルリサイクルに対する県の考え方について」「環境問題に対する若者の理解促進等を図るためJ-クレジットの売却益を活用して取り組む環境保全事業の実施状況について」「医師確保対策として修学資金の貸与を受けた医学部生の卒業後の勤務状況について。また、さらなる医師の偏在解消に向けて若手医師のキャリア形成に係る考え方を踏まえながら実効性のある取組を検討していく必要があると考えるがどうか」「本分科会所管決算の財務事務の執行状況に対する監査委員の所見について」「公認心理師による児童発達早期コンサルティング事業の不用額発生要因について。また、『やまがたサポートファイル』のさらなる普及定着に向けた今後の展開について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました四決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生環境分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 農林水産分科会主査梅津庸成委員。

○梅津農林水産分科会主査 農林水産分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和五年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算、令和五年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算及び令和五年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の四決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、農林水産部長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「本県漁業における新規就業者数及び新規独立漁業者に対する支援の状況について。また、庄内浜産水産物に係る付加価値向上及び消費拡大に向けた取組状況につ

いて」「農業協同組合等に対する検査時の着眼点及び昨年度の主な指摘事項について」「つや姫のブランド化推進に向けたプロモーションの実施状況及び今後の戦略について」「農地中間管理機構を通じた農地の集積状況及びマッチングにおける課題について。また、将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の県内における策定状況について」「昨年本格デビューしたやまがた紅王の生産者登録数及び苗木の供給状況並びに収穫のタイミングなどに係る県の指導状況について」「和牛子牛の価格低下の要因及び支援状況について。また、本県畜産物のブランドを維持していくためには食肉公社の施設等の高度化を図る必要があると考えるがどうか」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました四決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 商工労働観光分科会主査相田光照委員。

○相田商工労働観光分科会主査 商工労働観光分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和五年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算及び令和五年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算の三決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、産業労働部長、観光文化スポーツ部長及び労働委員会事務局長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「県産品輸出戦略事業の概要及び実施状況について。また、テストマーケティング等により得られた情報の県内企業への発信について」「令和五年度に県が独自に作成した文化財防災ハンドブックの作成に係る経緯及び活用状況について。また、文化財の日常管理におけるハンドブックの活用についてさらなる周知啓発を図っていくべきと考えるがどうか」「地域若者サポートステーションの利用実績が前年度より減少している理由について。また、県内教育機関における若者就職支援センターの周知状況はどうか」「やまがた発酵食品開発支援事業の概要及び成果について。また、今後の事業展開はどうか」「海外に配置している観光コーディネーターの活動内容及びその効果について」「新規高卒者の県内就職者の割合についての評価はどうか。また、県内大学・短期大学等卒業者の県内就職率向上における山形県就職情報サイトの効果はどうか」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました三決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 建設分科会主査遠藤寛明委員。

○遠藤建設分科会主査 建設分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました案件は、議第百三十九号から議第百四十三号までの五議案並びに令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和五年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算、令和五年度山形県流域下水道事業会計決算、令和五年度山形県電気事業会計決算、令和五年度山形県工業用水道事業会計決算、令和五年度山形県公営企業資産運用事業会計決算及び令和五年度山形県水道用水供給事業会計決算の七決算であります。

これら案件の審査に当たりましては、企業管理者からは議案及び決算の概要について、県土整備部長からは議案、決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて住宅確保への支援は重要と考えるが予算の執行状況を踏まえた支援制度の見直しの必要性について」「高速道路の利用率向上に当たってはストック効果等を広く県民に周知することが重要と考えるがどうか」「企業局における資金の運用方法について。また、電気事業会計における今後の資金運用の見直しについて」「河川内の堆積土砂の撤去及び支障木伐採の実績について。また、河川流下能力向上・持続化対策計画に基づく今後の実施予定及び計画目標の達成見込みについて」「本分科会所管の決算審査における監査委員の所感について」「置賜広域水道米沢赤芝線整備事業における資材価格の高騰等による工期への影響及び今後の見直しについて」「県営駐車場及び県民ゴルフ場に係る指定管理者による経営状況について。また、老朽化が進んでいるこれら施設の修繕等に向けた費用負担の考え方について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました議第百三十九号から議第百四十三号までの五議案については全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと、七決算については全員異議なくいずれも認定すべき

ものと、それぞれ決定いたしました。

以上をもって建設分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○柴田委員長 以上をもって各分科会主査の報告は終わりました。

これより議案及び決算に対する質疑を行います。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。五十嵐智洋委員より画像資料の使用及び資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

五十嵐智洋委員。

○五十嵐委員 おはようございます。本日は、お忙しい中、たくさんの傍聴者の皆様にお越しいただきまして、心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会は、県民の皆様が汗して納めていただきました税金がしっかりと県民のために執行されたかを検証する一年に一回の大切な場でありますので、しっかりと質問させていただきたいと思っております。明瞭な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、河川の災害対策について伺います。

七月二十五日からの豪雨は、庄内、新庄・最上地域を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。三か月以上たちましたが、復興はまだ緒に就いたばかりというふうに思います。

また、気象の激変によって、最上川は毎年どこで氾濫が起きるか分からない危険な暴れ川になっています。これは上流部にも当てはまります。

一昨年、置賜地方、八月三日からの豪雨で、長井市小出水位観測所の水位は、水防団待機水位十一・五メートルから氾濫危険水位十二・八メートルに達するまで僅か二時間でした。避難を考えるいとまもない、あっという間の出来事です。

五十七年前、覚えている方もいらっしゃるかと思いますけれども、昭和四十二年の羽越水害の降水量は、二年前の置賜地方豪雨と同等程度とされています。このとき、水防団待機水位から氾濫危険水位に達するまで七時間かかりました。五十七年前七時間、現在は二時間で最上川の水位が一・三メートルも急に上昇するようになった原因は、上流部におびただしい支障木が繁茂して、土砂、泥に草が生え、中州ができて、川幅は極端に狭くなって流下能力が著しく低下したからです。

先月、朝日町で民俗文化研究者柴田謙吾さんの作による「最上川絵図」展示会が開かれ、見学してきました。この絵は、五十五年前の最上川を源流から酒田まで、兩岸を柴田さんが伊能忠敬のごとく調査して綿密に写生した、長さ四十メートルに及ぶ大作です。これを見ますと、上流から下流まで支障木の林などは全くなく、まさに「広き野を流れゆけども最上川」にふさわしい光景でした。現在の最上川と全く違います。地元の阿部恭平議員に話をしたところ、真面目ですから早速見学に行かれて、「五十嵐議員の言うとおりの最上川はきれいでしたね、大分違いますね」とおっしゃっていました。阿部恭平議員には私の質問の証人になっていただいたようなものです。ありがとうございます。

令和五年度、最上川上流緊急治水対策プロジェクトでは、最上川本川の河道掘削を行いました。南陽市梨郷地区約十二万立方メートル、白鷹町鮎貝二万立方メートルを河道掘削し、堆積土砂を撤去しましたが、その効果について県土整備部長に伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

令和四年の大雨では、置賜を中心に記録的な豪雨となり、最上川の水位が約八キロメートルにわたり計画高水位を超え、溢水・越水による浸水が五か所で発生いたしました。こうした状況を受け、国土交通省、県及び市町等は、その年の十二月に最上川上流置賜地域緊急治水対策プロジェクトを策定し、集中的に対策を実施してきております。

その対策の検討に当たりましては、令和四年大雨と同規模の出水が生じた場合の最上川の水位が計画高水位を超えないことを目標に、国土交通省が最適な対策と、対策を行う地区やボリュームを検討するためのシミュレーションを行ったところでございます。

その結果、白鷹町鮎貝地区や南陽市梨郷地区等で約十四万立方メートルの河道掘削と樹木伐採を行うことが有効という結論を得て、それをプロジェクトに位置づけ、令和六年三月に対策が完了したところでございます。

こうした最上川本川での河道掘削や樹木伐採については、本川の水位を下げるだけでなく、最上川支川の水位についても下げる効果があることから、非常に有効だと考えております。

なお、プロジェクト自体は令和七年度までの取組であり、県事業である飯豊町の小白川、萩生川の改良復旧事業等、引き続き国土交通省や市町と連携して着実に推進してまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。やはり河道掘削は非常に効果があるということですね。

このたびの水害で大変な被害に遭われました戸沢村蔵岡地区、私も何度か足を運ばせていただきましたが、防災集団移転を選ばれました。ここでは私たち、自分たちの子供や孫たちはもう危なくて住めないということで苦渋の決断をなさいました。現在、仮設住宅や避難所で暮らしている方もいらっしゃる一方で、蔵岡にとどまって自宅暮らしの方もいらっしゃいます。一階は使えず二階暮らしをしているといった方も多いと伺っております。

防災集団移転が軌道に乗って完結するまで相当な時間を要すると思います。蔵岡に残られた方は、年が明け春が来れば大量の雪解け水、梅雨末期からの大雨、台風など、また洪水にならないかと不安な日々を過ごすと思います。蔵岡以外でも、最上川の近くにお住まいの方、特に中流、下流ですね、どこでも大水害の危険性があるのが蛇行する最上川の現在の姿であります。

九月二日に県内各水系流域治水協議会が開催されました。国交省は新たに、最上川下流・中流最上地域緊急治水対策プロジェクトをつくって年内に公表する日程を示しました。河道の流下能力を高めるため、しゅんせつと支障木の撤去が必要だなどの意見が出ました。私も全く同感です。

最上川沿いにお住まいである県民の心配を払拭するには、何よりもスピード感が重要です。年内をめどに治水対策案を示すとしていますが、現時点での最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクトの情報をお持ちでしょうか、また、県の考え方はどうか、県土整備部長に伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

七月二十五日からの大雨により最上川で氾濫被害が発生したことを踏まえ、県では、最上川の抜本的な治水対策について検討するよう政府に要望してまいりました。

そのような中、九月二日に開催された流域治水協議会において、国土交通省から、最上川下流・中流最上地域緊急治水対策プロジェクトを年内に策定する方針が示されたところでございます。また、策定に当たりましては、国、県、市町村等関係機関が連携を図っていくことを共有しているところでございます。

流域治水協議会において、県からは、近年、山形県においても既往最大となる災害が頻発化しており、そうした状況を十分念頭に置いた計画策定が必要であると発言したところでございます。また、被災した市町村長の皆様からも、「洪水を防ぐべく築堤や河道掘削等を今後も継続して実施していくべき」「内水対策の強化が必要」等の意見が出されているところでございます。

現在、流域治水協議会の下に勉強会を設け、国土交通省を中心に、県及び市町村の実務担当者の参加の下、堤防整備や河道掘削に加え、貯留機能の強化やソフト対策等、様々な観点から治水対策を検討しているところであり、プロジェクトにおける具体的な対策メニューや事業規模等については、年内の公表を予定しております。

県としましても、今回新たに策定されるプロジェクトが県や市町村のニーズを踏まえた計画となるよう、協議会のメンバーとして策定に取り組んでまいります。

また、県においても、国土交通省が実施する最上川本川等の対策に加え、最上川支川において県が実施する災害復旧、河川整備及び堆積土砂や支障木の撤去等を本プロジェクトに位置づけ、県民に復旧復興の進捗を見える化することで、スピード感を持って取組を進めてまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 御答弁ありがとうございます。

ぜひ、県民の不安をなるべく早めに払拭できるよう頑張ってください。蔵岡地区の輪中堤は六年余りかかっていますよね、効果はこれから分かると思いますけれども。やはりスピード感が大切です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

画像をお示ししております。

これはジャングルではないです、川の中ですよ、河川内にびっしりと生い茂った支障木です。こんな感じで、つかめるぐらいですね。見えますか。

これは、この川は置賜野川、県の管理河川です。この写真は、最上川との合流点から三キロほど上流に架かる上野川橋から先週私が撮影したものです。山の中の橋ではないです。朝、撮影中にビュンビュンと車が通りました。橋の上流、下流、真ん中に何百本もの支障木が鎮座して強く根を張っているのがお分かりいただけるかと思ひます。この支障木は、上野川橋の下流、長井市市街地のほうに向かっているところですね。

これは上野川橋の上流です。これは歩道の欄干ですね、つかめず、こうやって。この山の左側の上のほうは長井ダムという位置関係になっております。川は遮られて、流れがどちらかといいますとこの端っこを——これは端っこなんです、流れているんですね。

長井ダムがありますから下流の大洪水は大丈夫だと思いますけれども、しかし、来年四月五月、大雪の年は大量の雪解け水がだーっと流れて、この支障木でさえ流すんですよ。そうしますと、下流に三本ほど橋があって、フラワー長井線の鉄橋もあるんですが、ここに大量に引っかかる危険があります。そして中州ができていますから、熊のすみか、通り道に実際になっているんです。危険この上ないんですね。

私、令和三年にも、前内県土整備部長にこういった県管理河川をきっちり整備して安心安全な川を造るべきだというふうに質問したところ、前内部長は、財源確保に有利な起債を活用して行くと前向きにおっしゃっていました。

ぜひこの冬、渇水期を利用して伐採していただきたいと思いますが、県土整備部長の考えを伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

まず、河川における支障木の伐採については、堆積土砂の撤去と併せ、河川管理上重要な課題でございます。

このため県では、平成二十四年度から令和三年度までの十年間で、支障木の伐採と堆積土砂の撤去について、年平均約四億円の予算で取り組んでいたところでございます。その後、対策を強化すべく、令和三年度に河川流下能力向上・持続化対策計画を策定するとともに、政府の緊急浚渫推進事業債を活用し、令和四年度から令和七年度までの四年間で年平均約十一億円に予算を拡充し、取組を実施することにしております。

委員からお話がありました置賜野川につきましても、令和五年度に上野川橋下流部で支障木の伐採を行ったところであり、今後も状況を見ながら必要な対応を実施してまいります。

一方、取組の主な財源である緊急浚渫推進事業債は、今年度が期限となっていることから、県では、来年度以降も継続されるよう政府に対して要望しております。

また、支障木は年月を経て再び繁茂するため持続的な取組が必要であり、県では、これまで伐採した箇所モニタリングを継続しておるところでございます。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 外来種のニセアカシアとか柳の木とかすごい繁殖力があって、どんどん太くなるんですね。ですから、切ってまきにしたりして自由に持って行っていただいたり、あるいはペレットの材料にもなると思いますよ。ですから、そういった活用をしていただきたいというふうに思います。

別の川の写真をお見せしたいと思います。(画像を示す)

これは、今年七月七日、河川愛護デーでの草刈りの写真です。すごいですよね、これ。頑張ってる地区の方がやってくださっている。場所は長井市の西根地区といって、上流部です。西根地区には県管理の中小河川が何本もあって、毎年この河川愛護デーには住民の方が総出で、朝早くから機械で草刈りを行っています。女性も参加されます。三十分、一時間ではなかなか終わらないんですね、早朝から半日、草と格闘しているということで、もうすごい草です。

身の丈ぐらいまであるこの草、これは県管理の川です、ここ。ここの真ん中を川が流れていて、もうすごい重装備で、長袖、長ズボン、長靴、ゴーグル、帽子と真夏にすごい重装備で、若い方にも協力していただいているんです。すごいですね、もう地区総出ですよ。傍聴にお見えの方の中にも何十年とこの作業をしていただいている方がたくさんいらっしゃるって、本当に頭が下がる思いでございます。真夏の炎天下、長時間やらなくてはいけないので、熱中症、病気、転落、けがの危険に直面しています。過去には重大な事故も何回も発生しています。役員の方は、「今年救急車呼ばないといいよな」なんて本当にはらはらしているのが実態でございます。すごいですね、ボランティアだなんて考えられないようなあれです。

そして、例えば二十年前ですと、団塊の世代の方が五十代で働き盛りで、これは地区総出でやろうということでしたけれども、当然今は高齢化していますし、そして若い人は草刈りあまりしたことないので、逆に若い人のほうが大変だなんていうことで、こういった現実があるんですね。

県では、これはあくまでも河川愛護デーだから、できる範囲でやってくださいと、去年も質問しましたけれども、そういう建前なんですけれども、やっぱり地区の方としては、こういうふうに荒れた身近な県管理河川を見て、やむにやまれず毎年出ていらっしゃるわけですよ。

もうすごいです。私も、今年はちょっと行けませんでしたけれども、去年、おととしと実際にこの作業を見せていただきまして、川の上流から下流までずっと歩いてきました。草刈りをしていますと、草でない、もう太い木もあるんですね、ですから、これすぱっと切りますと切り株が危ないんですよ、本当に。あと朝露で滑るんですよ。想像していただくだけでお分かりになると思います。

これは県の管理河川です。たくさんあって大変なのは分かります、予算も限られていますから。ただ、やはりこういうことをずっとまた来年も再来年もっていったら、地区の方は出てきますよ。でも危ないです、すごく。本当に命の危険さえ考えられるんですね。ですから、これは何とか——協力の建設会社というのもある、去年も聞きましたけれども、何百社もあると。そこに公共事業としてある程度刈っていただくとか、例えば防草シートを張ってもいいと

思うんですよ、十年ぐらいもつ防草シートもあるということですから。

この辺ぜひ御検討いただけないか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 河川の草刈りにつきましては、県が実施するものにつきましては、大型草刈り機械を導入するなど作業の効率化を図るとともに、地区住民の皆様におかれましても、河川愛護活動や「県民河川・海岸愛護デー」の活動など、河川の環境整備について御協力をいただいているところでございます。

一方、これらの活動につきましては、参加者の高齢化など、転倒などの事故が発生する可能性があることから、今年度より新たに、危険な場所での作業の自粛を促すための留意事項等を掲載したチラシを広く配布するなど、参加者への周知に努めているところでございます。

また、県が設けています河川愛護活動団体に登録していただければ、地元で実施する草刈り等の活動に対し活動費の一部を助成できるほか、危険な場所での作業につきましては、県の建設業者から成る河川愛護活動支援企業からサポートしていただく制度もありますので、御活用をお願いいたします。

県といたしましては、河川の支障木伐採や草刈りなどの維持管理に要する財源の確保に努めるとともに、引き続き、草刈り作業の軽減や安全性の確保に向けて取り組んでまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 自粛を促すチラシ、もちろんいいですけども、やっぱりこれ現実に、また来年になれば五月六月とどんどん草が生えてきますので、県民の方に万が一のことなどないように、西置賜河川砂防課等と協議しながらぜひ適切に整備していただきたいと思います。

ありがとうございました。

次は、警察本部新任本部長にお尋ねしたいと思います。

警察本部の当面の課題についてですけれども、災害対策のための取組ということで、本年七月の豪雨災害で、七月二十五日深夜に出動しました新庄署の警察官が二名殉職なさいました。前途ある若い警察官を失ったことは、県民に大きな衝撃を与えました。

今回の殉職事案を重く受け止めて、ライフジャケットの追加配備や装備を整備する、また、教育、訓練の充実を図るべきですが、水庭警察本部長のお考えはどうか伺います。

○柴田委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 お答えいたします。

本年七月の大雨災害で県警察の若い二人の警察官を一度に失いましたことは、言葉では言い尽くせない、非常に、非常に痛ましい事案でございました。職に殉じた二人の思いというものをしっかりと受け止めて、我々警察職員一人一人が安全かつ的確に業務を遂行できるよう、組織を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

県警察では、本件殉職事案の経緯の確認結果から、先般、「警察職員の安全対応を踏まえた災害警備活動の高度化」を取りまとめたところでありまして、一、警察職員の安全対策の取組、二、関係機関等との連携のさらなる強化、三、災害教訓の伝承と教養、指導ですね、この三点を柱に、これらを着実に推進してまいります。

まず、御質問の装備の整備について具体的に申し上げますと、大雨災害の発生前、県警察の保有する救命胴衣いわゆるライフジャケットにつきましては、日本海沿岸の活断層帯の地震による津波災害時の着装を想定しておりましたことから、日本海沿岸部の警察署を中心とした六百七十八着の配備にとどまっておりました。

このたび、屋外での署外活動を行う全ての警察官に必要な数、一千二百四十一人分のライフジャケット、すなわち五百六十三人分の追加要求及び水難救助用のヘルメット、これは一千二百四十一人分の要求でございますけれども、これを整備し、県下全ての交番、駐在所に配備するほか、署外活動を行う全ての警察車両に搭載することとし、先般開催された九月定例会において御承認をいただいたところであります。

また、警察職員の安全を確保しつつ、県民の安全安心を守る観点から、大雨災害に限らず、災害警備全般において万全を期するため、冬道や悪路での安全な活動に資するいわゆるSUVタイプの警察車両をはじめ、その他必要な装備・資機材の整備についても不断に検討してまいります。

こうした装備資機材の充実強化と並行して、大雨災害時を想定した基本計画やライフジャケットの装着等に係る現行規定の見直し、さらには、冠水道路などがあつた場合の対応要領に関する基本的な規定の整備等も含めた署外活動等における水難救助事案を想定した運用ルールの見直しも図ってまいります。

教育・訓練等の充実に関しましては、装備資機材を活用した各種災害対応訓練を通じて、事態対処能力の向上に努めてまいります。また、消防とのさらなる連携に向け、各警察署と各消防本部が相互の対応能力や保有する装備等の情報を共有し、現場における役割分担や救助の進め方等を協議していくことが重要であり、今後の訓練等を通じて顔の見える関係と信頼関係の醸成を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今般の殉職事案を決して風化させることなく、末永く組織で語り継いでいくため、発災日であります七月二十五日を「災害教訓伝承の日」として制定いたしまして、本件殉職事案を伝承することで、全ての警察職員が県民の安全安心を守る災害警備活動に取り組むとともに、自らの安全対策をしっかりと考える機会にしていきたいと思います。

また、近年、自然災害の激甚化・頻発化が顕著となっていることに鑑み、署外活動等に従事する以上、水難事案に遭遇する可能性が増しているという認識の下、これに従事する全ての警察官に対して、水難救助活動上の安全対策など、警察官自身が身を守るための実践的な指導を強化してまいります。

県警察では、今回の殉職事案を重く受け止めまして、警察職員の安全対応を踏まえた災害警備活動の高度化に向けた取組を確実に推進し、県民の安全安心と職務に従事する警察職員の安全を守る災害警備対策に万全を期してまいり所存であります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。決意をお聞きしまして安心しました。よろしくお願ひしたいと思います。

水庭警察本部長は東京御出身とお聞きしております。休日は県内各地の歴史にまつわる場所を訪れたいと語っております。

山形県には豊かで多彩な方言があります。同僚の梶原宗明議員が話す酒田弁「もっけだの」、私少し分かってきました。県民の私でさえ理解不能な部分がありますけれども、温かさとか味わい深さはひしひしと伝わってくる、いい文化ですよ。水庭本部長には、山形県の方言文化にもぜひ触れていただきたい。

長井の方言で「そじる」という表現をするんですね。直訳すれば、古くなった、劣化したという意味ですね、「そじた」と。昨年、県警察音楽隊定期演奏会にお招きを受けまして、すばらしい内容で、私感動しました。終わって隊員の方に見送っていただいたんですね。そして、遠目では分からなかったんですねけれども、近くで見ますと、制服や楽器、道具があちこち少し「そじっだなあ」という思いがいたしました。

職務の合間に一生懸命練習されて、演奏会、交通安全PR、啓発イベントなど年四十回以上も活動しているとのこと、ユニフォームや備品の更新が必要でないですかと、これは常任委員会でも少し申し上げました。令和五年度の警察費は、四年度より三億六千九百万円も少なくなっています。全体を点検して、県民の安心安全、また警官のモチベーションアップのために必要な予算を確保するようにお願いしたいと思います。

今日は紙の資料も準備しまして、これは、本年六月六日に長井市中道地内で道路を自転車で横断していた七十歳女性が軽乗用車にはねられ死亡する大変痛ましい重大事故の新聞記事でございますが、御覧いただきたいと思います。プライバシーのために少し黒塗りになっております。

この画像も分かりやすいんですけども、(画像を示す)右奥のほうから軽乗用車が走ってきました。自転車で横断された女性は、ドラッグストアで買物をなさってここを横断されたということで、大体見ていただくと分かりますよね。私の家はこの道路の右奥、ずっと奥の、真つすぐ行くと一キロもないです。毎日ここ散歩しております。この中道というところは私の生まれ在所でございます。

そしてこの道路は、見て分かりますようにほぼ直線で、両側に歩道がある見通しのいい道路なんですよ。軽乗用車が奥のほうから南進してきて自転車とぶつかった。この新聞記事ですと、ヘルメットはかぶっていましたが、大変な衝撃でヘルメットが脱げて頭を強打されたのだと思います。

自転車とぶつかった二十メートルから三十メートル先に、これ横断歩道、この白い影が横断歩道なんですよ。白線がほとんど消えて、事故当時見えなくなっていたことがお分かりかと思いますが、地元の方やここを何度も通る私なんかはここに横断歩道あるんだということは分かっていますからですけども、この事故の加害者は市外の方でしたから、どうだったでしょうかね。

一週間後です、ここきれいに塗り直されました。(画像を示す)ここだけです。はっきり見えるようになりました。四月に工事が発注されて、計画どおりに行ったと説明を受けましたので、私は素直ですから、そのとおり受け止めたと思います。

もう一枚、これ別な写真ですけども、これは、左側に長井北中学校という看板が見えると思います。(画像を示す)県道で、長井北中学校の約五百メートル手前に三差路があるんですけども、三差路から五百メートルぐらい行くと長井北中学校があるということです。これ、写真は三週間ほど前の様子ですが、摩耗して消えかかっているのがお分かりかと思いますが、二本あるんですね、こっち側と。朝夕、何百人もの生徒さんが徒歩とか自転車でここを歩いて長井北中にいらっしゃる。ここは、皆さんに来ていただいておりますが、西根地区谷地というところの写真です。夏休み明けて新学期になってもこういう状態で、つい先頃塗り直していただきました。

県警察では、ドライバーに、横断歩道で歩行者を見つけたらすぐ止まってくださいよとおっしゃって、当然ですよ。だんだんとこの比率もアップしてきましたけれども、土地勘がないドライバーは、横断歩道が見えなければ反

応が遅くなると思いますよ。「歩行者いたんだ」と、たまに私も通ってしまってから「ああ歩行者いたったな」と思って、申し訳なかったなと思うんですけれども。

やっぱり通学路や事故多発地帯とか、主要なところはぜひとも、雪国ですから、雪が消えたあたりに塗っていただければというふうに希望しますけれどもいかがでしょうか、警察本部長のお考えを伺います。

○柴田委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 お答えいたします。

交通の安全と円滑を確保する上で、横断歩道や道路標識等の交通安全施設は必要不可欠な社会資本でございます。交通安全施設のこうした役割を踏まえまして、県警察においては、道路交通法及び警察庁が示した交通規制基準に基づきまして、必要性を判断し、設置、維持管理を行っております。

また、横断歩道に係る維持管理につきましては、警察庁が示している道路標識の維持管理に関する基準を踏まえ、横断歩道の磨耗状況を網羅的に確認した上で、優先順位を付し、それに基づいて塗り直しを行うなど、道路標識の適切な維持管理に努めてございます。

横断歩道などの交通安全施設については、施設の更新を含めたランニングコストが整備予算の多くを占める厳しい状況でございます。そこで、県警察としては、持続可能な交通安全に資する施設整備を適切に実施していくため、必要な予算の確保に努めるとともに、現場の交通実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直しを行い、必要箇所には適時適切に交通規制を実施するとともに、必要性が低下した交通規制については、規制そのものの改廃を実施しております。

横断歩道などの交通安全施設は、県民の安全安心に直結するものでありますので、県警察では、今後も交通事故を抑止するため、委員御指摘のとおり、道路管理者を含む関係機関と連携した上で、横断歩道を含む道路標識等の交通安全施設を適切に整備し、維持管理してまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 本部長、ぜひ県内を回られて、いろんな、つぶさに見られてよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

若年女性人口減少対策について伺います。

山形県は、二十歳から三十九歳までの若年女性県外流出に歯止めがかかりません。最大の要因は賃金の低さ。県は、賃金向上推進事業支援金を毎年度計上して、賃金アップ、正社員化を進めています。しかし、令和五年度は令和四年度と比較し、支給した事業者数、人数ともに減少しています。

特に、令和四年度対象に追加した社会福祉法人枠は、同年度支給状況は正社員コースの事業者数三十九社、四年度ですよ、人数八十五人でしたが、令和五年度同コース支給状況は、事業者数三十社、人数は四十八人に激減しています。

これらの要因をどのように分析しているのか、産業労働部長に伺います。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 令和五年度賃金向上推進事業支援金の成果についてということでお尋ねであります。

県では、女性の非正規雇用労働者の処遇改善を図るため、賃金アップや正社員への転換により賃金向上に取り組む中小企業に対するインセンティブとして支援金を給付する制度を令和三年度に創設いたしました。

令和四年度からは、対象年齢を四十歳未満から五十歳未満に引き上げるとともに、規模の大小にかかわらず全ての社会福祉法人を対象にするなど、支援対象の拡充を図ってまいりました。さらに、令和五年度からは、より高い賃金アップに取り組む事業者へのインセンティブを高めるため、支援金を増額するなど、支援の強化を図ってきたところであります。

令和五年度の賃金向上推進事業支援金の支給状況を見ますと、賃金アップコースが百八十七社、六百八十五人分の支給となり、前年度と比較して七十四社、四百十五人分の減少となっております。また、正社員化コースについては、百八社、百五十九人分の支給となり、それぞれ十三社、五十九人分の減少となっております。そのうち、社会福祉法人への支給状況につきましては、賃金アップコースで九社、三十七人分の減少、正社員化コースで十二社、六十人分の減少となっております。

活用に至らなかった要因につきましては、事業者側における業況や事業計画、労働者側における多様な就業ニーズなど様々あるかと思えます。賃金アップコースについては、賃金の引上げは行ったものの、支援金の支給要件となる五十円以上の引上げに届かなかったとのお声をお聞きしているところでございます。

そういった中でも、社会福祉法人につきましては、令和四年度に全ての社会福祉法人を制度の対象として以降、他の業種と比較して正社員化コースの利用が最も多い状況にあり、女性の非正規雇用労働者が正社員へ転換する際のインセンティブとして、この支援金制度が活用されているものと考えております。

県といたしましては、さらに効果的な支援策となるよう、今年度から年齢要件を撤廃するとともに、より高い賃金アップに取り組む事業者へのインセンティブを高めるための加算措置を設けるなど、制度の拡充を図ってまいります。今後も社会福祉法人を含めた県内事業者が実施する女性非正規雇用労働者の賃金アップや正社員への転換を後押しすることで、処遇の改善にしっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 産業労働部長、ありがとうございます。しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

高齢者介護——私もこの現場で先頭になって働いてきました。保育、障がい者支援等を行う社会福祉法人というのは、県内各地でたくさんあって、重要な役割を担って、そして雇用の受皿としても貴重な職場なんですね。ただ、他の職種と比較して賃金が低いとも言われていますから、待遇改善が欠かせない。

県内各地で福祉事業を展開して、千人を超える大きな雇用の場、社会福祉法人山形県社会福祉事業団は、以前から非正規率が高く、上向き気配がありません。

資料をめくっていただいて、資料二の中段以下、事業団職員の正規・非正規の状況を御覧ください。傍聴席にもあると思いますので御覧ください。

パートを除くと女性職員は六百六十五名いらっしゃるんですけども、うち非正規雇用が三百八十三人、非正規率何と五七・六％。他の社会福祉法人でこのように非正規率が高いところはあります。このことは、福祉のビジネスモデルとして問題がありますよと指摘してきましたし、所管の健康福祉部でも状況はよく分かっていると思います。

産業労働部では、部長答弁したように、全ての社会福祉法人を対象にしているとおっしゃっていました。ですから、社会福祉事業団も県の支援金制度があることは重々知っていますし、知らせているはずですが、数字を見る限り関心を持っていないのではないかと思いますね。トップランナーですよ、社会福祉事業団は。

社会福祉法人枠ができた令和四年度から、健康福祉部で、事業団に対して県の支援金制度を活用して賃金アップ、正社員比率を増やすように直接働きかけるなど、積極的な、部局横断で本当に全庁を挙げてする姿勢が必要だったと考えますが、どのように対応されたか、健康福祉部長に伺います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

委員からお話のありました山形県社会福祉事業団でございますが、過去に県から移譲しました高齢者福祉施設や障害者支援施設を含めまして、県内各地で指定管理の二施設及び自主経営施設等を運営しております社会福祉法人でございます。職員数は四月現在で千三十二人でありまして、このうち正規職員が四八・五％、非正規職員が五一・五％でございます。女性職員に限定いたしますと、全ての女性職員のうち、先ほど御紹介ありましたとおり、非正規の割合は五七・六％となっております。

事業団では、安定したサービスの提供と経営基盤の確立のため、令和三年度からの五か年実行計画に基づき、様々な取組を進めております。県ではこれを後押しする形で、事業団に対して経営の円滑化を支援するための補助金を交付しているところでございます。

特に、人員体制の強化としましては、他の法人では受入れが困難な高齢の障がい者や強度行動障がい者の受入れなどを目的としまして、福祉の専門職や医療職などの人員体制の強化を図るため、正規職員の追加配置に対する補助というものを継続して行っております。これにより、平成二十八年度以降、事業団において支援員や看護師など五十一人の正規職員の追加配置がなされており、県としては、今後も支援を行って、事業団に正規職員の配置を強く促してまいります。

加えまして、事業団には、内部登用制度としまして、非正規職員を正規職員に転換する制度もあるとお聞きしております。具体的には、非正規で五年間勤務した後、無期雇用の援助員で一年以上勤務した職員を対象に、面接などの試験を経て正規職員に転換する制度でございます。令和元年以降、六名が正規職員に登用され、今年度は非正規の女性職員の応募も複数あったと伺っております。県としては、こうした制度が有効に活用されて転換が図られるよう働きかけてまいります。

一方で、非正規雇用の実情を事業団にお聞きしましたところ、家庭や御家族の事情でフルタイムではなく短時間を希望する方が多いことや、遠方の地域に異動のない非正規での勤務を希望する方に女性が比較的多いということもございました。これは事業団に限ったことなのかということを確認するため、私が直接ほかの民間の介護施設にもこのたびお聞きしましたところ、仕事と家庭の両立ですとか親族の世話などの理由からパートを希望する女性が多く、正規職員で募集してもなかなか人材が集まらないといった共通する課題を伺っております。

いずれにしましても、社会福祉施設などの入所者がよりよい福祉サービスを受けるためには、職員の身分が保障されて、ワーク・ライフ・バランスを尊重しながら長期に働ける正規職員の雇用が望ましいと考えております。

今後も、産業労働部の支援制度の周知や働きかけをはじめ、内部登用制度の有効活用も促すなど、社会福祉事業団

における正規雇用の増加に向けた取組を後押ししてまいります。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 部長、ありがとうございました。頑張ってくださいね。

吉村知事は、私ともこういう話をし、これまで質問してきました。全庁を挙げて取り組むと知事は決意を述べられておりますし、いろんな、女性の賃金向上推進会議を設置して、部局横断でなされるというふうに、当然のことだと思えます。

そして、この資料一を御覧ください。県、山形市の人口、また、そのうち二十歳から三十九歳までの若年女性人口を表しました。平成二十一年、吉村知事が御就任の際は、県人口は百十八万人、十四年後の昨年十月、約百二万六千人。この間の人口減少率は一三・〇%ですね、この表にありますように。一方で若年女性は三一・一%、総人口の二倍のペースで減っています。

では、県庁所在地山形市はどうか。人口は、十四年後の令和五年、一万二千五百人減って減少率は四・九%、踏みとどまったというんでしょうかね、県都ですから。しかし、若年女性人口はこの間約八千人減って減少率二四・四%。総人口の何と五倍以上も減っているんですね。一年経過しましたからもっと減っています。

若年女性人口減少は出生数にもろに影響して、資料一下段は、令和四年と令和五年の市町村別出生数を抜粋したのですが、一番下、山形県全体では一年間で五百二十三人減った。山形市は前年比、一年間で二百八人も減少したんですね。県全体で減った数の四割以上を山形市が占めているんですね。雪は少なく、新幹線、高速道路がある、大学、高校、企業、本店、県庁がある。他市町村よりずっと、圧倒的に条件のいい山形市がこんな寂しい状況になぜなるんですかね。

これについては、平山副知事と二度論戦しまして、副知事は、山形市が一定の引き止めをしているとおっしゃったんですけども、この現状を見ますと大変な状況で、やっぱり賃金が低いから県を離れるんですね。

若年女性人口減少、県外流出に歯止めをかけるためには、賃金向上、正職員化に向けた対策はもちろん、縦割りを撤廃する知事部局全体の意識改革が必要ですが、若年女性の県外流出及び出生数減少の厳しい状況に対する認識と、これら課題にどう取り組まれるか、副知事に伺います。

○柴田委員長 平山副知事。

○平山副知事 若年女性の県外流出なり出生数の減少による人口減少に対する御質問でした。

平成二十一年と令和五年、この十五年間、本県の若年女性人口、二十歳から三十九歳の減少率は約三〇%、出生数も減少率約四〇%ですが、山形市におきましても、減少率は県平均を下回るものの、状況は同様であり、地域の存続に関わる人口減少対策というものは、本県の最重要課題であるというふうに認識しております。

進学、就職を契機として若い世代、とりわけ女性の県外流出や、コロナ禍によりまして出会いの機会の減少などの影響が少子化を加速させております。これまで以上に危機感を持って対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

若年女性の県外流出につきましては、若年女性の志向に合った就職先が少ないとか賃金・就労環境など仕事の面、生活利便性や娯楽の充実などの生活環境、地方に特に根強く残っております性別役割分担意識等の意識・慣習の面などが要因であると考えられます。

出生数の減少につきましては、子供を産む世代である若年女性の減少の影響が大きいほか、結婚・子育てに対する意識の変化、子育てに係る経済的・精神的・肉体的負担の大きさ、仕事と子育ての両立の難しさなどが要因として挙げられます。

こうしたことから、令和五年度は、若年女性の社会減の抑制に向けて、女性の非正規雇用労働者や社会福祉施設職員の処遇改善の取組のほか、女性も含め誰もが働きやすい職場づくりに向けた「やまがたスマイル企業認定制度」の創設、再就職や移住など本県での就職を希望する女性を支援する「YAMAGATA bizウーマンキャリア形成応援事業」を新設するなど、若年女性の県内定着・回帰に向けた取組を強化したところです。また、出生数の増加に向けては、AIマッチングシステムを活用した出会い・結婚支援の充実や、保育料など子育て世帯の経済的負担の軽減にも取り組んでまいりました。

加えて、若者定着・回帰に当たっては、郷土への誇り、愛着が重要であることから、幼い頃から地域の自然、文化、産業など様々な魅力を学び、体験できる機会の充実にも努めてきたところです。

県としましては、来年度の県政運営の推進方向を示す「県政運営の基本的考え方」におきまして、中長期を見据えた人口減少対策の強化を大きな柱として位置づけております。さらに、現在、県づくりの指針であります第四次山形県総合発展計画の次期実施計画の策定の中におきましても、人口減少対策を部局や分野の枠を超え全庁的な最優先課題として位置づけ、検討を進めているところでございます。

今後も、若年女性の県内定着・回帰、出生数の増加など人口減少対策を推進するため、庁内はもとより、市町村、

産業界・関係団体などオール山形で連携しながら、総力を挙げてあらゆる施策を講じてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 なぜ県都山形市から、中核都市からこんなに多くの若年女性が流出するのか考えなくてはいけないと思いますね。

資料二をもう一度御覧ください。上のほうですけれども、山形県知事部局の会計年度任用職員の状況を表したものです。四月現在、千五百八十八人も働いていますけれども、二十歳から二十九歳の女性は僅か二十三人、全体の二%弱。三十歳から三十九歳女性が九十八人。若年女性、合計して百二十一人。一方で七十歳以上を見てください。百九人。来年以降、多分若年女性より七十歳以上のほうが確実に多くなるんじゃないでしょうかね。

以前は十か月しか働けなかったんですね。それが、会計年度任用職員に移行しても六時間程度しか働けない。この低賃金を象徴するようところが県庁にあるということで、ぜひとも受け止めていただきたいというふうに思います。どんどんと仙台圏や東京圏に行ってしまうということですね。

昔、三十年前を皆さん御想像いただければ、臨時職員に若い女性がたくさんいらっしゃって、若い県職員と結婚して、そして披露宴に部長さんや課長さんどんどん呼ばれるなんて時代があったわけですよ。そして出生数の増にも寄与していたということですよ。ですから、こういうこともぜひとも検証していただいて、この今の地方消滅がどんどん来ているということに気を向けていただきたい。

またここに、資料一に戻りますと、知事の出身地大江町の一年間の出生数が十三人です。この時点で七千人の町ですから、人口千人当たり一・八六人しかいらっしゃらないんですね。そうしますと県内ワースト一位です。全国でも下位に属するんじゃないでしょうか。

やはりこの吉村県政十六年間の来し方に少しずつ何か綻びがあったのではないかと。やはり検証していただいて、とにかく若い女性がこの山形県、この地域で暮らしたい方、たくさんいらっしゃるわけですよ。地元に残りたい、ただ、残念ながら正職員の職場がない、賃金が低いから泣く泣く仙台圏や東京圏に行ってしまう方も多くいらっしゃると思うんですよ。ですから、ここを重く受け止めていただきたいと思います。

副知事、ありがとうございます。

私は、男性公務員の育児休業推進を強く訴えてまいりました。県教育委員会では対応いただいてすごい上昇していますよ。やっぱり出生数を高める、また女性の配偶者が離職しなくてもいいとか、キャリアを維持できるとか、そして正社員から非正規に転落することない。このためには育児休業が大切なんです。

県教委ではすごく頑張っていただいて、五〇%超えて、七十何日でしょう今、日本一だと思いますよ。議員の提案を真摯に受け止めて対応いただいた教育長、次長、教職員課長とか皆さんの努力のたまもので、やっぱり議員がいいことを言ったらすぐに取り入れていただき、こういう姿勢が大切だというふうに思います。県議会議員四十三人、皆さんが、たくさんすばらしい経験、知識を持っていらっしゃいますから、ぜひとも真摯に受け止めていただきたいというふうに私は思います。

私、大学卒業してから、実は、東京とか関東にチェーン展開するスーパーマーケットに就職いたしました。主に青果物担当、果物屋さんだったんですよ。日本一の淀橋市場ってありますけれども、そこに競りに行って、こうやって競りに参加して、かつ全国の産地を回って生産者からお話をお聞きしたりして勉強してきました。今でもどこの産地にどういうものがあるかそらんじております。市場の符丁なんか全部覚えています。このフルーツに関しては、もしかすると星農林水産部長の次ぐらいに知識があるのではと思っておりますので、何かありましたらいろいろと御相談いただければというふうに思っております。

総力を挙げて、全庁挙げてと知事がおっしゃっていますから、やっぱり縦割りじゃなくて、——うちはうち、あなたはあなたですよ、実際。そして前例踏襲でしょう、なかなかチャレンジしないんですよ。これは皆さんも思っていることがありますので、ぜひともこの若年女性減少の危機——出生数がこんなに減っているんですよ。これ来年はもっと減ります。今カウントしていますけれども、全県で四千五、六百人台まで少なくなっていますよ、もう地方消滅ね。ですから重く受け止めていただいて、まず副知事を先頭に頑張っていただきたいと申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○柴田委員長 五十嵐智洋委員の質疑は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時三十五分再開いたします。

午前 十一時 二十五分 休憩

午前 十一時 三十六分 再開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

この場合、申し上げます。齋藤俊一郎委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

齋藤俊一郎委員。

○齋藤委員 齋藤俊一郎です。令和五年度決算特別委員会最後の質疑者となりました。

冒頭、一期二年目の若輩ながらこの貴重な機会をいただきました先輩・同僚議員の皆様へ御礼を申し上げますとともに、本日も傍聴に来ていただきました地元の支援者の皆様、動画を御覧いただいている方々へ感謝申し上げます。ありがとうございます。

質問に入る前に一言申し述べたいと思います。

最近、日々思うことと、置賜選出の県議会議員を務められた大先輩から教わった、厳しいと分かっている志を貫く覚悟の重要性を説いたある言葉の意味が重なっているなど感じております。その言葉とは、幕末の思想家吉田松陰先生が説いた「かくすれば かくなるものと知りながら やむにやまれぬ大和魂」という言葉です。

まさに変化する時代の中で、難しいことと分かっている県民の声や将来展望を踏まえた政治の決断で未来を開く志を貫き、覚悟と信念を持って質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、吉村知事に令和五年度一般会計決算の総括と今後の財政運営について伺います。

令和五年度を振り返ると、パンデミックと言われた新型コロナが五月に五類に移行され、歴史的な混乱を脱却し、新たな局面を迎えた年でありました。

知事は、令和五年度の県政運営を「未来の『やまがた』をつくる人材育成・確保を推進！」をはじめとした四つの視点を掲げ、これら施策実現のために、六千八百五十七億三千三百万円の当初予算を編成されました。

このたびの令和五年度決算では、一般会計の決算額について、歳入が六千九百七十五億九千六百万円、歳出が六千八百七十億二千八百万円となり、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は六十一億五千二百万円となりました。

令和六年二月定例会で知事は、今後の財政運営について、依然として多額の財源不足が生じる厳しい状況が見込まれるとの危機感をにじませ、産業の振興により県民所得の向上、県内経済の成長につながる好循環を生み出し、県税収入の増加を図っていくことが重要であるとの認識を示されました。そして、その対策として、歳入面では県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の有効活用等を図るとともに、歳出面では引き続き事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化などに取り組むこととし、中長期的な財政健全化を推進するため、県債残高の減少と調整基金の確保に引き続き努めていくとの姿勢を表明されておられます。

これらを踏まえ、令和五年度一般会計決算を知事自身がどのように評価し、総括されておられるのか、また、県財政について今後どのような方針で運営されていられるのか、決算を踏まえた来年度の予算編成の考え方も含め、吉村知事の見解を伺います。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 総括と今後の財政運営についてお答え申し上げます。

まず、令和五年度一般会計決算の主な特徴を申し上げますと、令和五年五月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が二類相当から五類に移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費や国庫支出金が大きく減少しました。歳入は前年度比三百九十九億円、歳出は前年度比三百七十六億円の減となりました。

他方で、令和五年度には、未来の「やまがた」をつくる人材育成・確保に向けて、東北農林専門職大学、寒河江工業高校の校舎整備やリスクリングの推進などを着実に進めるとともに、産業の生産性向上や高付加価値化についても積極的に取り組むなど、ポストコロナの県づくりをさらに加速させるための事業を展開してまいりました。また、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の皆様に対する支援につきましても数次にわたって補正予算を編成するなど、機動的に対応してきたところでございます。

この結果、令和五年度における一般会計の決算額は、歳入が六千九百七十六億円、歳出が六千八百七十億円と、コロナ禍前の令和元年度より大きくなりまして、過去二十年で四番目の規模となったところでございます。

また、令和五年度末の県債残高ですが、地方財政収支の不足額を補填するために発行される臨時財政対策債が減少したことなどに伴い、前年度比百七十四億円の減となりました。

なお、令和三年三月に策定した山形県行財政改革推進プラン二〇二一において、プラン期間中の実質的な県債残高の減少を財政健全化目標に掲げておりますが、令和五年度決算時点において、この目標を達成することができているところであります。

続きまして、今後の県財政を取り巻く環境を展望しますと、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、また、民間における賃上げの動向等を踏まえた人件費の増加、そして金融政策の転換に伴う公債費の増加など、いわゆる義

務的経費が膨張していくことが見込まれる中、地方税や地方交付税の動向次第では厳しい財政状況になることが予想されるところであります。

そのような状況下にあっても、第四次山形県総合発展計画の基本目標であります「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を実現していくためには、政策的な予算を十分に確保しながら、自由度の高い財政構造を持続させていくことが必要となります。

こうした観点から、先般発出しました令和七年度当初予算編成方針におきましては、「令和七年度県政運営の基本的考え方」に基づく施策の積極的な展開、さらには、将来にわたって持続可能な県政運営に必要な財源を確保していくため、事務事業の見直し・改善や、行政経費の節減・効率化による徹底した歳出の見直しに取り組むこととしたところであります。

県としましては、歳入の確保や歳出の見直しを不断に進めるなど、財政健全化に向けた取組を引き続き着実に推進し、必要な財源を持続的に確保することで、人口減少の加速や人手不足の深刻化、自然災害の頻発・激甚化といった本県が直面する様々な課題に対応するとともに、未来志向の県づくりに向けた施策を力強く展開してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 知事、ありがとうございます。

ポストコロナの県づくりをした令和五年度、財政目標もしっかり達成していると、こういうことであります。確かに人件費、来年度から非常に増加が見込まれておりますし、義務的経費も増大していくのは理解をいたします。ぜひ行政改革、そして財政健全化、これと併せて積極財政、この三本柱をしっかり打っていただきたいなど、このように思います。県税収入過去最高なわけでありますので、入があれば出もしっかり出せる部分もあると思っておりますが、しっかり財政規律にも目を配っていただければと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、企業局の関連で伺いたいと思います。

松澤企業管理者におかれましては、県の企業局行政だけではなくて、実は大相撲からプロスポーツまで大変見識があるということですが、今回は、持続的・安定的な経営に向けた電気事業の今後の見通しということについて伺いたいと思います。

最初に、電気事業における収入見通しについて伺いたいと思います。

九月定例会最終日に企業管理者から令和五年度の企業局所管の四つの事業会計の決算について説明があり、四事業ともに黒字決算で、合計で約二十九億円を超える純利益となり、健全な経営をされていると受け止めております。

そのうち約二十億円が電気事業会計の純利益となっておりますが、電気事業が好調な理由として、FIT制度による高値・安定の売電収入が主な要因と捉えております。一方で、皆様御案内のとおり、FITは二十年間という期間が設けられており、いつまでも今の収入が続くものではありません。

そこで、まずは令和五年度の企業局における再エネ電力の売電の状況や将来の収入見通しについて、見解を企業管理者に伺います。

○柴田委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

企業局は、県民生活に欠かせないインフラであります電気、水道用水、工業用水の供給を担っておりまして、各事業について、持続的・安定的に運営していく必要があることから、令和五年三月に改定しました山形県企業局経営戦略に基づきまして、中長期的な視点に立った経営分析を行いながら事業を実施しているところであります。

企業局の大きな柱であります電気事業につきましては、戦後の急速な経済成長の進展による電力の逼迫に対応するため、昭和二十九年に野川水力発電所を運転開始して以来、順次水力発電所を建設するとともに、平成二十五年には太陽光発電、令和三年には酒田風力発電も稼働した結果、現在では、水力十四、太陽光一、風力一の計十六発電所を有し、県内における再生可能エネルギーによる電力供給の一翼を担っております。

企業局における令和五年度の売電の状況であります。十六発電所の合計で、前年度比一・三%増であります三億九千九百四十二千キロワットアワーと、県内で使用される電力量の約五%に相当する量を売電しております。料金収入につきましては、同四・八%増の約六十億円となりましたが、小国町明沢川地点における水力発電所建設の中止による特別損失を計上したことに伴い、純利益は二一・六%減の約二十億円となりました。

次に、電気事業の将来の収入見通しであります。電気事業の大幅な増益は、御指摘ありました固定価格買取制度いわゆるFIT制度が適用となった平成二十五年度から始まっており、令和五年度は企業局の十六発電所中七発電所の売電についてFIT制度が適用されております。しかしながら、このFIT制度は適用期間が二十年間に限定されておりまして、現在この制度が適用されている七つの発電所も令和十一年三月から順次適用期間が満了を迎え、令和二十二年度末には、七発電所全てがFIT制度適用期間の満了となります。このため、電気事業の純利益は、今後段

階的に減少していくものと見込んでおります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 企業管理者、承知いたしました。特に明沢川発電所の中止、これ本当に衝撃的だったと私は受け止めております。

そこで、持続的・安定的な経営に向けた事業展開が重要になるんだろうと、こう思っています。

歳出面では、電気事業に係る施設について、今答弁のありましたとおり、運転開始から相当年数を経過する発電所も多く、その修繕や更新にも大きな費用が必要になってくるわけでありまして、現下の経営環境は、資材高騰やこれから大変心配されます金利の上昇など、厳しさを増しており、今後予定する工事を実施するにしても、相当の負担増が予測され、頻発する気象災害への対応も必要になってくると考えます。

このように経営環境が目まぐるしく変化する中で、持続的・安定的な経営に向け、新たな取組を含めた今後の電気事業の展開について、方針を松澤企業管理者に伺います。

○柴田委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

電気事業に係る施設は老朽化が進んでおりまして、十四の水力発電所のうち六発電所が運転開始から五十年を経過しまして、この中で最も古い発電所、旧朝日村の倉沢発電所なんですけれども、六十八年を経過しております。また、送電設備四か所あるんですけれども、このうち五十年を経過したのも二つありまして、これらの老朽化に伴い、発電効率が低下するなどの影響が発生しているため、計画的に施設の改修を行っていくことが不可欠な状況であります。

また、昨今激甚化・頻発化しております豪雨等の自然災害への対策についても、より強化し、計画的に進めていく必要があります。さらに、大規模な地震等で施設が被災した場合には多大な復旧費用を要し、復旧までに長期間かかる場合には、売電収入も大きく減少することになるため、施設の耐震化も併せて行っていかなければならない状況にあります。

令和四年度からリニューアル工事を進めております倉沢発電所、肘折発電所の事業費はそれぞれ約百三十六億円、約六十五億円と見込んでおり、その後も老朽化した発電所のリニューアル工事がめじろ押しであるため、運転開始から五十年を経過した六発電所のリニューアル工事だけで、令和三年度までに四百億円規模の資金が必要と試算しております。

電気事業では、これら施設のリニューアル工事等に充てるための資金を以前より積み立てており、令和五年度決算時点で内部留保資金は二百億円程度となっておりますが、今後、FIT制度の適用が段階的に終了し、建設資材や労務単価の上昇も見込まれ、純利益も減っていくことから、将来必要となる資金を毎年度さらに積み増していく必要があります。

このように、電気事業の経営環境が今後厳しくなっていくことが見込まれる中ではありますが、発電所のリニューアル工事を着実に推進するとともに、小水力発電の新規開発に向けた検討を進めることなどにより、持続的・安定的な電気事業の経営につなげてまいります。

また、将来の経営基盤の強化に向け、新たな取組にも積極的にチャレンジしたいと考えておりまして、水素などの新たなエネルギーの活用や、カーボンリサイクル事業などの新分野の事業化の可能性について、引き続き調査・研究を進めてまいります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 承知しました。今後、四百億円を超える財政支出を必要とするんだということでありました。今回のこの物価高、金利の上昇など含めて、ぜひ経営戦略の見直しを随時行っていたいただきたいなと思っておりますし、今、企業管理者からありました、水素をはじめ新エネルギー、二百億円の内部留保の考え方だと思いますけれども、まずはリニューアルなどをこの財政計画に基づいた事業をしっかりと展開していただいた上で新しい可能性も探っていくと、こういった方針、私も評価をしたいと思えます。ぜひ今後も続けていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、県立病院の決算と今後の取組について、病院事業管理者に伺います。

まず初めは、県立病院の令和五年度決算状況についてお伺いします。

経常収支は二億八千五百二十九万円の経常損失となり、令和五年度末の未処理欠損金は三百六十六億一千四百七十七万円、資金の不足額は三十億一千八百十六万円に増加しました。新型コロナウイルスの五類移行に伴い、国の財政支援が大きく縮小した影響だと思えます。令和五年度決算は、四年ぶりの赤字決算となりました。

病院事業会計は、平成三十年度に資金不足等解消計画を策定し、経営改善に取り組んでこられたと思えますが、持続的・安定的な経営基盤の確保に向け、引き続き経営改善に取り組む必要があると考えます。

そこで、まずは令和五年度決算の状況について、評価や課題認識を病院事業管理者にお伺いします。

○柴田委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 県立病院の令和五年度決算状況についてお答えいたします。

令和五年度の病院事業については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが五類に変更された後も、県が策定した移行計画に基づき、新型コロナ対応に取り組みながら通常の診療体制への移行を図り、高度医療・急性期医療など地域医療の中で求められる県立病院としての役割を果たしてまいりました。

このような中、病院事業会計の令和五年度決算を前年度と比較いたしますと、まず、医業収益では、紹介患者の確保などにより入院患者延べ数が増えたことや、手術件数の増加などによって診療単価の上昇があり、入院収益が増加いたしました。また、外来は、患者延べ数は減少したものの、がんの化学療法が増えたことなどで全体の診療単価が上昇したことにより、外来収益も増加し、医業収益は、前年度と比べて十二億四千百万円の増加となっております。

一方、医業費用については、高額医薬品の使用や手術件数の増に伴う材料費の増、電気料の高騰による光熱水費の増などにより、医業収益の増加を上回る十四億六百万円の増加となりました。

また、これまで受け入れていた新型コロナ専用病床確保料などの補助金が五類移行に伴って大幅に縮小された結果、経常損益は二億八千五百二十九万円の経常損失となり、令和元年度以来四期ぶりの赤字となりました。これに伴い、地方財政法による資金不足比率は六・八%から八・五%へと悪化しており、令和五年度の決算は大変厳しい結果になったものと受け止めております。

今年度も引き続き厳しい病院経営が続いておりますけれども、病院事業会計の目下の目標である資金不足の解消に向け、それぞれの県立病院が担う機能や役割・特徴などを踏まえながら、安定した収益の確保と費用の効率化を病院事業局が一丸となって進め、経営の改善に努めてまいります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 病院事業管理者、承知いたしました。この資金不足比率が上昇したというのが非常に着目点だと思います。

今後、人口減少、少子高齢化の進行に伴う疾病構造の変化、また、先ほどから申し上げておりますとおり記録的な物価高騰など、病院事業を取り巻く環境も大変厳しい状況が今後続いていくものと思います。

今年度、令和六年度の診療報酬改定は、本体部分で〇・八八%のプラス改定となったわけではありますが、薬価・材料価格はマイナス%で、全体では〇・一二%のマイナス改定。物価がこれだけ上がっているのにマイナス改定というわけでありますから、ダブルパンチ以上の衝撃だと思っております。

診療報酬は国が定める公定価格でありまして、医療機関では物価高騰を価格に転嫁することができないため、令和六年度以降の病院経営は、さらに厳しさを増すことが懸念されます。

そこで、このような状況において今後どのように経営改善に取り組んでいかれるのか、見解や方針を阿彦病院事業管理者に伺います。

○柴田委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 お答えいたします。

今年度におきましても、ただいま御指摘ありましたとおり、物価の高騰や賃金の上昇などによる費用の増加傾向が続きまして、また、患者数は新型コロナ前の状況まで回復しておらず、県立病院の経営は厳しい状況となっております。

こうした中で、県立病院が今後も地域に必要とされる医療を持続的に提供するためには、今年三月に改正した山形県病院事業中期経営計画に基づき、各県立病院の役割を明確にし、その役割を果たすための機能を強化することが重要と考えております。

具体的には、三次救急・高度急性期医療を担う中央病院や、昨年度の新病院開院に合わせて救急機能等を強化した新庄病院では、救急患者の受入れを拡充することにより、新規患者の確保に努めてまいります。

また、総合診療機能を強化しながら経営改善を進めている河北病院では、毎月新たに立ち上げた地域医療連携ステーションを中心として、在宅医療の充実を図るほか、地域の医療機関や介護施設等との連携を深めることで、在宅や施設からの入院患者の増加を目指します。

また、こころの医療センターにおきましても、精神科救急医療や児童思春期精神科医療などの幅広い分野で質の高い精神科医療を提供することで患者の安定的な確保を図ります。

こうした取組を進める一方で、人口減少の加速やコロナ禍による受療動向の変化等の影響により、今後、大幅に患者が増えるという状況は見込めず、経営の効率化を図ることも必要と考えております。このため、各病院の患者動向を見極めながら、診療機能や病床規模の見直しなどについても検討してまいります。

最近の病院事業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますけれども、地域の医療ニーズを的確に捉えながら、県立

病院が地域に求められる役割をしっかりと担い、将来にわたってその使命を果たせるよう、引き続き経営改善に取り組んでまいります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 承知しました。県立中央病院はじめ様々な取組が今、病院事業管理者から話がありました。令和七年度以降大変厳しい病院経営になっていくと思えますし、今後、これから取り上げる点にも関連いたしますが、まずは基幹病院である県立病院としての役割をしっかりと果たすべく、来年度以降の予算方針も含めて立てていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

続いて、持続可能な医療提供体制について健康福祉部長にお伺いします。

まず最初は、医師確保の関係です。

私は、人口減少と高齢化が加速する中で、地域に人が住み続けるには医療と介護の充実が欠かせないと思っています。

政府では、今後新たな地域医療構想が取りまとめられ、次世代に向けた病床の必要量と基準病床数との整合性確保の議論が迫られてくると感じており、医師不足や医師の地域偏在の是正、持続可能な病院経営が重要な視点であると捉えております。

令和五年度は、第七次山形県医師確保計画の最終年度であり、この結果を踏まえ、現行の第八次山形県医師確保計画の前期分が始まっております。

令和五年度を振り返り、県として課題である医師の確保が図られたのか、これまでも当議会で何度も質問がありましたが、改めて取組の成果と課題認識、そして、さらなる対策に向けた今後の方針を健康福祉部長へ伺います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 医師確保についてお答え申し上げます。

本県の医師数につきましては、県全体としては徐々に増加しているものの、令和四年の人口十万人当たりの医師数は二百五十二・二人と全国第三十五位でありまして、依然として医師不足が課題となっております。

こうした中、委員からお話のありました令和五年度における医師確保に向けた取組を中心に、大きく三点申し上げます。

一点目は、去る三月に公表しました第八次山形県医師確保計画前期の策定でございます。この計画におきましては、医師少数県からの脱却を目指し、必要な医師数の目標としまして、令和八年度までに県全体で百二十八人の増加を掲げているところでございます。

この目標達成に向けましては、知事を会長とします山形県地域医療対策協議会におきまして、毎年度複数回の協議により、県内の公立病院等に県の修学資金を貸与した医師や自治医科大学卒業医師の配置調整を行っております。具体的には、令和五年度は八十五人、令和六年度は八十九人、そして、予定であります令和七年度は百三人の配置予定となっております。年々増加しているところでございます。

二点目は、開業医の後継者不足への対応でございます。昨年九月に開催しました県医師会との懇談会におきまして、県医師会から、開業を希望する医師と後継者不足に悩んでいる診療所をマッチングします医業承継に関する提案を頂戴したところです。これを踏まえまして、令和六年度当初予算編成の際に関係経費を新たに計上し、今年度から県医師会と連携した取組を進めているところでございます。

三点目は、大学医学部入学者の県内定着への対応であります。県の医師修学資金の貸与を条件に山形県出身の入学者を一定数確保するいわゆる地域枠につきまして、山形大学医学部と協議を重ね、令和五年度入学者まで八人となっていた地域枠につきまして、令和六年度入学者から五人追加し、計十三人に拡大していただいたところです。これにより、県内出身学生の増加や県内定着が期待されますことから、今後も山形大学医学部と相談・協議しながら、地域枠の拡大に向けて検討してまいります。

いずれにしましても、県では、医師確保に向けまして、県医師会や山形大学医学部、県内の医療機関等と連携しながら、必要な医師確保対策を着実に進め、どの地域においても県民の皆様がよりよい医療サービスを将来にわたって受けられるよう、持続的な医療提供体制をしっかりと構築してまいります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長答弁、承知しました。県医師会と連携した取組、これ非常に評価が高いと厚生労働省の関係者からも聞きました。ぜひ来年度以降さらに拡充していただきたいなと思います。

そこで、ちょっと資料をお示しさせていただきたいと思えます。

私のほうからは、県内の公的医療機関、公立病院等に関して、まず資料一をお示ししているところであります。(画像を示す)これは、県内の救急告示病院ごとの医師数、受入れ患者数、病床利用率についてを一覧にしたものであります。県立病院も含まれておるわけでありましてけれども、この赤で囲ったところは北村山公立病院に係るところ

であります。

北村山地域、西村山地域、これ、村山地域全体ですと医師の数は保たれているわけではありますが、当委員会でもこれまで何度も話出ています医師少数スポットの北村山、西村山の医師の数がポイントになるわけではありますが、これ御覧になっていただいて、私驚きました。北村山公立病院に救急患者で来られる方、令和四年度一万人ですよ。それに対して医師の数は僅か二十一名。これは私、大変な数字だなどこう思っています。じゃあ病床数はどうか。三百床持っているわけです。それで稼働率はほかとそんなに遜色がないと。

これは、医師の確保を考えていく上で——この北村山公立病院が果たすべき役割は非常に大きいとこう思っていますし、この北村山公立病院は、この地域唯一の、十万人近い地域の唯一の救急告示病院なわけでありまして、この北村山公立病院が仮に救急患者を受入れできないとなると、県中をはじめ村山地域の三次医療に行くわけでありまして、これまでも当委員会が救急困難事案の話がありましたが、要は救急がパンクしているわけでありまして、さらにこの北公の一万人近い方の何割かがそっちへ行ってしまうと、村山地域の三次医療は崩壊すると、このように深刻な数字だなど、こう私は受け止めております。

医師の数、全国で三十五位ということで、これは多分民間の診療所も入ったの数字になっているわけではありますが、私は、まずこの救急告示病院の重要性、災害時でもこの救急告示病院の重要性がますます高まってくるわけでありまして、きちんとこの北村山公立病院に医師を配置する重要性をぜひ申し上げたいと、このように思っています。

さらに、今月十六日、先ほど部長からありました地域医療対策協議会において令和七年度の新しい医師配置計画の中間案が示されましたが、北村山公立病院はゼロであります。昨年度もゼロであります。これはいかがなものかなと申し上げざるを得ません。

実は、令和三年度と五年度は一人ずつ配置になっていますが、これよく確認しましたら、医局の関係で、外科は三人いたのが一人減って、たまたまここに一人入ったのを医師確保計画でこれで一人と数えて、もともと医局から来る予定だったのが、たまたま県の新しい制度の修学資金だったり自治医科大学の制度で穴埋めしていると。だから医師の数は令和三年度も二十一名、令和五年度も二十一名ということで、ずっと二十一名で、この新しい制度入れているにもかかわらず増えていない現状であります。

ということで、私としては、まずこの医師配置計画、残り八割近い医師の配置は今後残っているわけでありまして、北村山公立病院に医師を新しく純増で配置するのが当然の施策だとも思っておりますし、こういった施策をしっかりと打つことで、県としても北村山地域をはじめ医師少数スポットの地域間の偏在の是正を行うと言っているわけでありまして、これを早急に取り組む必要があると思っておりますが、県として、この医師少数スポット解消に向けた取組をこれまで行ってきたと思っておりますが、その成果と見解、そして今後の対策について部長に伺いたいと思っております。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 医師少数スポットの医師確保対策についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、本県の人口十万人当たりの医師数は二百五十二・二人で医師少数県となっておりますけれども、委員からお話ありましたように、北村山地域の人口十万人当たりの医師数は百六・〇人ということで、地域間における医師の偏在というのも顕著でありまして、大きな課題というふうに捉えております。

先ほども御紹介しました医師確保計画におきまして、村山地域全体としては医師多数区域である一方で、その中でも北村山あるいは西村山地域については局所的に医師が少ない地域ということで、県独自に医師少数スポットとして設定しております。医師少数スポットにおきましては、医療提供体制の脆弱性を克服して持続的な医療サービスが提供できますよう、医師少数区域と同様に、重点的に医師確保を推進していくこととしております。

具体的に申しますと、県の医師修学資金の貸付要件としまして、医師少数区域や医師少数スポットでの一定期間の勤務というものを義務づけておりますほか、山形大学医学部の五年生、六年生が地域の中核病院で臨床実習を行う際に支援を行うなど、医学生に地域の中核病院を知っていただくというような仕組みを講じております。この対象に、昨年度、令和五年度から北村山公立病院も加えておりまして、実際複数名が実習に参加しているところでございます。

また、医師の配置につきましては、山大医学部に加えまして、東北医科薬科大学の卒業医師の配置が令和六年度から始まったということもありまして、医師の確保が順次進んでいくものと捉えております。

こうした取組によりまして、先ほども申し上げましたが、令和七年度の県の医師修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の配置見込みにつきましては、今月十六日に開催しました山形県地域医療対策協議会において協議がなされまして、令和六年度を上回る百三名の対象医師を県内に配置予定ということでございます。十六日の協議会においては、あくまで自治医大卒業医師を中心とした数でございましたので、今後、第三回目が今年度中に開かれますが、そちらのほうで配置が確定いたしますので、少々お待ちいただければと思います。

この検討に当たりましては、従来の各病院等への配置などの希望調査に加えまして、様々な御要望も頂戴しておりますので、今年度は、医師少数スポットや医師少数区域の病院等に対し、必要に応じて直接ヒアリングを行っております。

ます。こうして丁寧に御意見をお聴きするなど、これまで以上に各病院の状況の把握に努めているところでございます。

県としましては、引き続き医師確保の様々な取組を着実に進めまして、北村山地域を含めた医師少数スポットや医師少数区域に適切に医師が配置されるよう、山大医学部など関係機関と調整を図りながら、しっかりと医療提供体制の充実・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、柴田部長から、これはきちんと前向きな答弁だと私は受け止めましたので、ぜひ今年度中の配置、よく注目をしたいと思います。心配御無用だと、こういうことだと思っておりますので、ぜひ東北医科薬科大——北村山公立病院にしっかりと配置を要望したいと思っております。

その北村山公立病院への支援について、続いて伺っていききたいと思います。

先ほど阿彦病院事業管理者から、県立病院決算について非常に厳しいという話、紹介がありました。これはコロナ交付金の終了に伴う経営状況の厳しさということだと思っておりますが、財政基盤が弱い県内市町村立の病院は一層経営状況が苦しいと捉えております。

資料の二を御覧いただきたいと思っております。(画像を示す)左側のブルーのところは黒字、赤が赤字と御覧になっていただきたいと思っております。令和元年度から令和五年度における県内市町村立病院の決算状況であります。

左側の経常損益は単年度ごとの病院の財政状況が分かる資料でありますけれども、今申し上げたように、コロナ交付金があった令和四年度までは収支が改善傾向にあったものの、終了した令和五年度は大変収支が悪化している状況であります。統合型の新病院を建設し、建設費に伴う減価償却が見込まれる米沢市立病院を除いて分析すれば、単年度四億円を超える赤字となっているのは北村山公立病院であって、財政悪化が特に深刻だとよく分かります。

次に、右側の累積欠損金です。簡単に説明しますと、こちらはこれまでの赤字の累計を表す指標でありますけれども、こちらにも病院建設を行った米沢市立病院と個別事業がある荘内病院を除けば、北村山公立病院の累積欠損金、赤字の累計が突出して悪化しているのが分かる、四十三億円を超えているわけであります。

先ほど質問の際も申し上げました、安定した村山地域の三次医療、本県の医療の根幹ですね、この安定した村山地域の三次医療提供体制を維持していく上では、この北村山公立病院の果たしている役割は大変大きいわけですが、既にもう築五十年が経過し老朽化している北村山公立病院は、今後病院の建て替えも計画しております。

この病院建設を含めた県としての北村山公立病院への支援については、これまで様々、議会の同僚・先輩からも質問がありました。新病院建設の基本構想の策定状況を見守りながら、病院を構成する北村山三市一町からの要望を踏まえ、適切な助言を行っていくとの答弁でありましたが、私も、昨年の九月定例会、一番最初の質問になります予算特別委員会において、当時の堀井健康福祉部長より同様の答弁をいただいております。

一方で、これまで示した北村山公立病院の現状を踏まえれば、北村山三市一町と県とが新病院に向けてさらに一歩深く踏み込んだ協議が必要になると、迫られていると私は思います。

東根市の市報が毎月二回、一日と十五日に配られるわけですが、その東根市の市報によれば、北村山公立病院の管理者である東根市長をはじめ、構成する三市一町の首長と吉村知事が面談をされ、今後、四名の首長及び北村山公立病院を中心として、県も協力して検討組織を立ち上げることで合意したと市長の記述がありました。

今後、北村山公立病院をめぐる議論が知事のリーダーシップの下に大きく進む予感を感じて、私自身期待を膨らませておりますが、先ほどから述べていますとおり、医師不足などの待ったなしの課題が山積しております。

県としてこの北村山公立病院への早急な対応が求められていると思っておりますが、今後の北村山公立病院へ県としての新病院整備に係る支援の考え方も含め、柴田部長に見解を伺いたいと思っております。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

北村山地域の三市一町で構成する一部事務組合で運営されております北村山公立病院は、当該地域における唯一の救急告示病院であり、地域の医療を支えている重要な基幹病院と認識しております。

県ではこれまで、北村山公立病院に対して、耐震補強工をはじめ、救急診療環境の充実のための医療機器の導入や、医療連携ネットワークシステムの整備、リハビリ棟の改修工事など、重要な施設・設備整備に対する支援を順次行ってきていただいております。こうした中、病棟の一部が築五十年を経過するなど、施設・設備の老朽化が著しい状況となっているものと承知しております。

このため、新病院整備に向けて、北村山公立病院組合を中心として、昨年八月に新病院整備の基本構想が策定されましたが、具体的な規模や事業費などの詳細については、今後策定される基本計画において示される予定とお聞きしております。

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、病院の機能や規模をはじめ整備手法など、新病院に関する重要事項を

示す基本計画の策定に関しては、病院内部限りの体制で進めるのではなく、病院を構成する三市一町の各首長などで構成する新たな協議の場などにおいて丁寧な議論や検討を行っていただくことが重要であると考えており、六月議会の予算特別委員会でも私から申し上げたところでございました。

その後、関係の三市一町では、各首長及び病院長などで構成する新病院整備に向けた新たな検討組織の設置を調整中とお聞きしております。そこで基本計画に係る重要事項の検討や協議等を行う予定とのことで、県に対しても協力を要請されているところでございます。

病院の改築整備は、設置・運営する自治体にとりまして後年度に及ぶ多額の財政負担を生じるものとなります。また、ほぼ同じ時期に西村山地域の新病院や山形市立病院済生館の改築整備など、村山圏域における医療提供体制の新たな動きも予想されます。このため、県としましては、将来を見据えた北村山公立病院の役割や機能などについて、三市一町と認識を共有することは大変重要であると捉えております。

新病院の基本計画策定に向けては、新たな検討組織が近いうちに開催される見込みというふうに向っておりますので、その中で協議される内容や御意見をよくお聴きしながら、必要な助言や支援を検討してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、部長からありました、新たな検討組織が近いうちに開催されるということで、来月にでも早急に開催していただきたいと思いますが、技術的助言、これでは全然不足していて、やっぱり支援をしっかりと踏み出さないと駄目であって、県の支援がないと基本計画つくれないわけでありますから、これ、知事が三市一町の首長を知事室にお呼びになられてお話されたと聞いておりますけれども、県が新たな来年度予算を編成していくところでやっぱり北村山公立病院との連携の予算をしっかりと取って、そしてこの基本計画に参画していくと、これが大事なんだろうと、そうしないと間に合わないと思います。

ここで本当は知事のお話も聞きたいところでありますけれども、この後大事な農政がありますので、ぜひそこは知事にしっかり——三市一町の首長の皆さんの思いが通じていると思っておりますので、来年度予算を注目したいと思えますし、本来であれば、これは病院建設だけではなくて、医師の確保も含めて、先ほどから申し上げているとおり、この北村山公立病院の果たすべき役割は大きいわけでありますので、置総と同じようにしっかり経営に入ると。経営に入ることによって公立病院の経営を安定させて、医師も確保できて、そして村山地域の三次医療を守れると、こういう考え方だと私は思います。この行政の仕組みを変えることが今後必要になってくると思いますので、そういった新しい病院経営に参画する部分も含めて、ぜひ三市一町の首長としっかり話し合いをしていただきたいなど、このように思っております。受け身でなくてぜひ前に進めてほしいと心からお願いを申し上げて、農政に移りたいと思えます。

果樹生産に関する令和五年度の取組と今後の振興策について、農林水産部長にお伺いしたいと思います。

令和二年度は大雪、令和三年度は凍霜害と、果樹生産に大きな影響を及ぼした年が続きましたが、令和四年度は天候にも恵まれ、品質、出荷量ともに確保された年となり、令和五年度も引き続き順調な生育が期待されましたが、ラ・フランスをはじめ再び凍霜害の被害が生じ、安定した果樹生産には厳しい状況が続きました。そして、今年は高温障害によるサクランボの記録的な凶作によって、本県の基盤産業である果樹生産は大きな岐路に立っていると思います。

そのような中で、県としては、魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業をはじめ、果樹生産に係る施策を展開されてきたと思いますが、令和五年度決算を振り返り、果樹生産の事業に対する評価と課題について、御所見を農林水産部長へ伺います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 令和五年度の果樹生産支援の主な事業についてお答えいたします。

主な事業といたしましては、産地生産基盤パワーアップ事業、魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業、かがやく果樹産地づくり強化事業等を実施しております。

まず、国庫補助事業の産地生産基盤パワーアップ事業は、販売額の増加や生産コストの削減につながる産地としての取組を支援するもので、令和五年度は、上山市のブドウ雨よけ施設の整備やスピードプレーヤー等の機械導入など、二件の助成を行いました。

また、県単独事業の魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業では、産地生産基盤パワーアップ事業が活用できない地域での果樹棚やかん水設備、ロボット草刈り機の導入等への助成のほか、やまがた紅王の出荷量を確保するための雨よけハウス等の整備等に対して、令和五年度ですと五十件の助成を行いました。

さらに、かがやく果樹産地づくり強化事業は、モデル的な団地の整備を進めるために、苗木の新植・改植、果樹棚や雨よけ施設、かん水設備の整備等のほか、未収益期間の苗木の養成について、国庫補助事業に県が協調する形で助成するもので、令和五年度には大江町のスモモ団地、中山町のリンゴ団地、高畠町のブドウ団地の計画を承認し、取組が進められております。

令和五年度はこれらの事業で、百二十二経営体の総事業費約四億三千万円の取組に対して助成を行ったところです。その結果、産地生産基盤パワーアップ事業及び魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業では、事業実施主体の販売額の増加や生産コストの削減などを目標とした取組によって、経営体の収益力の向上や経営安定が図られるものと考えております。

また、かがやく果樹産地づくり強化事業については、モデル的な果樹団地の整備や優良品種への新植・改植等を促進することで生産性の向上が図られるほか、新たな担い手の参入計画の作成を要件としておりますので、果樹産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保にも資するものと考えております。

以上のような事業によりまして果樹生産の支援を行っているところでありますが、近年、凍霜害や高温障害など異常気象による災害が多発する中で、温暖化に伴う気候変動への対応が大きな課題であると考えておりますし、さらに、生産者の高齢化が進む中、担い手確保や園地の継承をしっかりと進めていく必要があると考えているところでございます。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長、ありがとうございました。

ちょっと資料三を御覧いただきたいと思います。(画像を示す) 今話ありました、令和五年度の事業、かがやく団地化とか未来を見据えた事業も大事なんですが、やっぱり足元を見る必要があるだろうとこう思っています、これは本県の主要果樹の生産動向に係る資料であります。栽培面積は、桃を除いたほとんどの品目で大きく減少している状況で、特に、日本一の生産量を誇るサクランボは、この十年で三百四十ヘクタール、これ東京ドームに直しますと約七十三個分、大変な面積が失われている危機的な状況です。また、生産者数も、サクランボをはじめほとんどの品目で令和二年までの二十年間で半減してしまっている状況でありますから、県として早急な対策が急がれると考えます。

他方、物価高の影響は果樹の生産現場にも大きく影響し、特に投資金額の大きい農業機械や施設においても顕著な状況であります。

資料四を御覧いただきたいと思います。(画像を示す) これは、「農業機械・施設便覧」という資料を参考に当局でまとめたものでありますけれども、果樹生産に欠かせない防除のための、先ほど部長からも話ありましたスピードスプレーヤーという機械ですね、この五年間で希望小売価格が三割以上も値上がりしている状況です。

農業は価格転嫁がしにくい業種と言われ、特に果樹は大規模化が容易ではなく、米と違い未収益期間が複数年生じる産業であり、その中で、物価上昇や、凍霜害、高温障害などの気候変動の影響によって、生産現場は大変疲弊してしまっているのが現状であります。

来年度は、サクランボをはじめフルーツ百五十周年を迎えるということで、昨日の分科会で洪間先生から質疑のあったフルーツEXPOなどをはじめ多くのPR事業が見込まれているということでありますけれども、私は、農業政策の根幹である持続可能な産地づくりに欠かせない生産支援をフルーツ百五十周年に合わせて力強く打ち出すことが必要であると感じております。

青森県では、規模の大きい独自事業を新たに果樹に対して展開しておりますが、本県の基盤産業である果樹生産について、フルーツ百五十周年を迎え一層強化するべきと考えますが、今後の生産支援の方針について、星部長へ伺います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 山形県は、サクランボ、西洋梨が全国の生産量の約七割を占めるような日本一の果樹産地でございますが、委員から御指摘ありましたとおり、果樹の栽培面積は減少の傾向が続いており、後継者の確保や担い手への園地の継承が喫緊の課題となっております。

また、経営継続には、サクランボの雨よけハウスやスピードスプレーヤーなどの老朽化や価格高騰も大きな課題でございますし、さらに、近年多発する降霜や高温、豪雨などによる気象災害への対応も急務であると考えております。

来年は、本県でサクランボや西洋梨の栽培が始まって百五十年になります。これまでの先人たちの歩みを次代に確実につないでいくために、県としましては、まず、気候変動に強い果樹産地、そして生産性の高い果樹産地、そして園地の継承が円滑に進む果樹産地の三つの視点で果樹の生産振興に取り組む必要があると考えております。

気候変動に強い果樹産地に向けましては、サクランボ以外の樹種での高温対策も視野に入れまして、遮光資材や散水設備等の気象災害対策技術をしっかりと導入していくことが必要だと考えております。

次に、生産性の高い果樹産地に向けましては、生産安定や省力化につながる機械や施設の導入を支援しまして、高品質生産や規模拡大を進めることが重要であると考えております。生産資材や機械価格の高止まりにつきましては、生産者の営農意欲の低下などにもつながる可能性もあることから、政府に対して引き続き、物価高騰を踏まえた機械・施設の再整備など営農継続に向けた支援策の充実強化を要望してまいりたいと考えております。

さらに、園地の継承が円滑に進む果樹産地に向けましては、就農希望者が剪定から収穫までの作業を体系的に学ぶことができる果樹トレーニングファームの整備ですとか、遊休農地や離農希望者の園地情報を新規参入者や規模拡大を希望する担い手につなぐ取組などが必要と考えております。

県としましては、百五十年にわたり先人が築いてきた「果樹王国やまがた」の地位を次代にしっかり引き継いでいけるように、市町村やJAなど関係機関と連携しながら、気候変動に強く、持続可能な強靱な果樹産地づくりに全力で取り組んでまいります。

○柴田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひPR事業と一緒に新しい果樹の生産支援の制度を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○柴田委員長 齋藤俊一郎委員の質疑は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本委員会に付託になりました五議案及び十七決算については、直ちに採決いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第百三十九号から議第百四十三号までの五議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、これら五議案についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、決算について採決いたします。

お諮りいたします。令和五年度山形県一般会計歳入歳出決算外十六決算については、いずれもこれを認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、これら十七決算についてはいずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって本委員会に付託されました議案及び決算の審査は全部終わりました。

十二月定例会における委員長報告は私に御一任願います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 三十八分 閉 会

臨時委員長	田	澤	伸	一
委員長	柴	田	正	人
会議録署名委員	石	川		涉
同	伊	藤	重	成